

三輪税理士事務所が相談所開設

大阪・中央

初回無料、節税プラン作成も



事務所のメンバーと打ち合わせをする三輪厚二
税理士（右）＝大阪市中央区で

2015年に相続税の基礎控除が下がるのを前に、相続に関する質問や悩みに応える相談所を大阪市中央区の三輪厚二税理士事務所が開設した。初回の個

別相談を無料にした
り、生命保険を使った相続税の節税プランの無料作成などを行う。三輪所長は「相続税は、かかる税金ではない。

一般の会社員にも無縁でなくなる可能性が高いので、分からぬことがあったら気軽に相談してほしい」と話す。

相続税は、死亡した人から不動産、預金などを譲り受けた場合にかかる。亡くなった人から各相続人らが取得した財産の合計額が基礎控除額を超える場合に課税対象となる。

現行では、法律に基づいて相続する人数に基づいた合計が基礎控除額。13年度税制改正で、1人当たりの控除額が600万円に、500万円の控除部分が300万円にそれぞれ引き下げられ、課税対

象者が増える。15年1月から適用される。

相談所の名前は「S

Pクラブ」。昨年8月に開設した。「SP」

は、「相続」と「贈与」

の英語の頭文字からと

った。初回の無料相談

では、財産に関する資

料を持参すれば、相続

税を概算してもらえ

る。電話やメールでの

相談は、月2000円

問い合わせは同税理士事務所(06・6209・8393)。【後藤豪】

個別相談は要予約。で何度も感じる。